



Newsletter No.2804.

平成 28 年 7 月 7 日

関係協議会各位

会員・保護者の皆さま

大田ドローン協議会

監事 松田 美房

法令順守違反に関するお詫びと今後の再発防止策

当協議会指導員が新潟県津南町に有ります「ニュー・グリーンピア津南」の施設上空を最大高度 400m（地表より）で空撮し公式 WEB サイト内で研修風景を投稿致しました。

投稿サイトを視聴して頂きました方から昨夜（7月6日）ご指摘を受け、翌日早朝関係機関へメール報告、午後担当者様と直接連絡を取り確認しましたところ「法令順守違反」と指摘頂きました、並びに「改正航空法第 132 条第 1 号で飛行を禁止された空域で飛行させる際にどの手順でどこの機関と調整の上、どこの空港事務所あて申請すべきか等」指導を受けました事をご報告致します。

当協議会として法令順守は当たり前であり、会員に対して常日頃「安全講話・安全ルール」等を説いての講習会/研修会を行っているにもかかわらず、協議会指導員が誤った解釈で法令順守違反を行いました。

弁解の余地が全くない「法令順守違反行為」であり、関係機関並びに会員各位に対しご迷惑をお掛けしました事誠に申し訳ございません。協議会役員一丸となりまして、法令順守を更に徹底致します事お誓い申し上げます。

また、該当者は指導員の資格が有りながらの法令順守違反は非常に重いと判断し、指導員資格を本日より 3 か月間資格停止処分と致しました。

尚、今後の再発防止策も併せてご報告致します。

1. 該当動画

(ア) ◆第 03 回出前ドローン研修会：2 日目：平成 28 年 6 月 28 日：新潟津南町

① Drone flight expert course 03- 03-03：第 03 回出前ドローン研修会

② Drone flight expert course 03- 03-04：第 03 回出前ドローン研修会

③ Drone flight expert course 03- 03-05：第 03 回出前ドローン研修会

(イ) 上記 3 件の動画は既に削除致しました。

2. ご指摘投稿内容

(ア) 動画を拝見させていただきました。
見たところ、飛行高度は 400m 前後だと思いますが、飛行許可はちゃんと取られていますか？この地域は、一般航空機はもちろん自衛隊の練習飛行空域にもなっている空域ですが、指導員・研修会と謳っていていにも関わらず、その辺を理解していない・・・なんて事は無いですよ？
協議会 HP を見ましたが、高度制限に関する文面もマニュアルには記載されていない様ですが。

ちなみに、国土交通省 HP にて



該当する許可状況が記載されていませんでしたが・・・

3. 無許可飛行に至った経緯・理由

(ア) 経緯

- ◆ 規制空域外及び施設管理者からの要請により、無許可による飛行（空撮）を行った。

(イ) 理由

- ◆ 航空法及び航空法施行規則の解釈の誤りにより、違法とは知らず短絡的に飛行（空撮）を実施した。

4. 再発防止策

(ウ) 航空法及び航空法施行規則の解釈の誤りを正すため、協議会の安全ルール、フライトマニュアルを直ちに改定し、「航空法及び航空法施行規則」並びに「ドローンを飛ばす上で絶対に知っておくべきである航空法について詳しく解説」等を記載し、協議会役員・会員などに改めて法令順守の重要性を説いて参ります

(ア) 周知徹底に関して

- ◆ 会員・関係者宛てに「航空法及び航空法施行規則」を改めて周知徹底する為、各講習会/研修会で安全ルール説明時に「法・規則」等をわかり易く説いて参ります

(イ) 今回の法令違反行為に関して

- ◆ 今事案を猛省する意思として

- 1) 当協議会公式 WEB サイトに「法令順守違反に関するお詫びと今後の対策」の報告を直ちにアップロード致しました
- 2) 法令順守違反該当者に対し 3 か月間の指導員資格停止処分と致しました
- 3) 現在「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書：2 案件」の申請は、取り急ぎ「申請の取下げ」を依頼致しました

以上